

◆ 訂正とお詫び ◆

本誌，第25巻3号(2014年9月発行)に誤りがありました。下記の通り修正し，読者各位に深くお詫
び致します。 「精神科」編集部

・ p. 258 表 1

(誤)

表 1 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合の診療料を算定するための施設基準

- 1) 精神科又は心療内科及び神経内科又は脳神経外科を標榜する保険医療機関であること。
 - 2) 当該療法に習熟した医師の指導の下に，当該療法を5例以上実施した経験を有する常勤の精神保健指定医が2名以上勤務していること。
 - 3) 神経内科又は脳神経外科において，常勤の医師が配置されていること。
 - 4) 常勤の臨床検査技師が配置されていること。
 - 5) 当該療養に用いる医療機器について，適切に保守管理がなされていること。
 - 6) 精神科電気痙攣療法(マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行うものに限る)を年間5例以上実施していること。
 - 7) 国立精神・神経医療研究センターが実施している所定の研修を終了した常勤の医師が1名以上配置されていること。
 - 8) 当該療法の実施状況を様式26の3により毎年地方厚生局長等に報告していること。
- ※上記に適合していない場合，施設共同利用率が20%以上であること。

Note. 施設共同利用率 = $(2 - 3) / (1 - 3) \times 100\%$

①検査機器を使用した全患者数，②検査機器の共同利用を目的として他の保険医療機関からの依頼により検査を行った患者数，③特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合および検査を実施する保険医療機関へ転医目的で紹介された場合に該当する患者数

(正)

表 1 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用する場合の診療料を算定するための施設基準

- 1) 精神科又は心療内科及び神経内科又は脳神経外科を標榜する保険医療機関であること。
- 2) 当該療法に習熟した医師の指導の下に，当該療法を5例以上実施した経験を有する常勤の精神保健指定医が2名以上勤務していること。
- 3) 神経内科又は脳神経外科において，常勤の医師が配置されていること。
- 4) 常勤の臨床検査技師が配置されていること。
- 5) 当該療養に用いる医療機器について，適切に保守管理がなされていること。
- 6) 精神科電気痙攣療法(マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行うものに限る)を年間5例以上実施していること。
- 7) 国立精神・神経医療研究センターが実施している所定の研修を終了した常勤の医師が1名以上配置されていること。
- 8) 当該療法の実施状況を様式26の3により毎年地方厚生局長等に報告していること。

(誤)

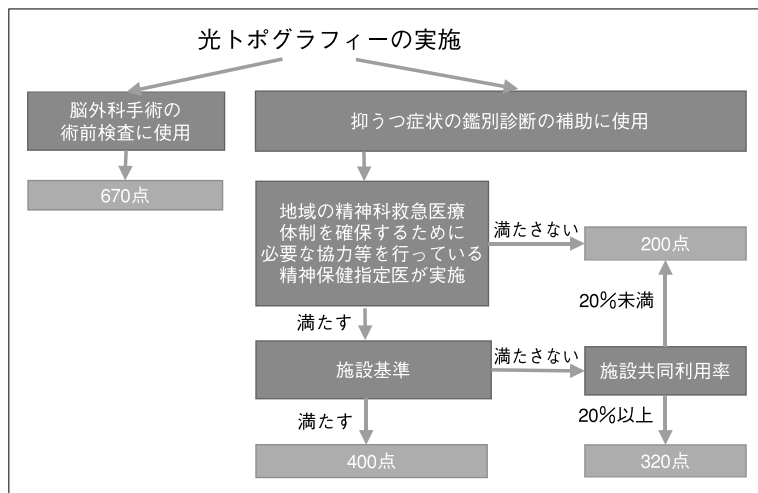


図 1 光トポグラフィーの実施

Note. 施設共同利用率 = $(2) - (3) / (1) - (3) \times 100\%$

①検査機器を使用した全患者数, ②検査機器の共同利用を目的として他の保険医療機関からの依頼により検査を行った患者数, ③特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合および検査を実施する保険医療機関へ転医目的で紹介された場合に該当する患者数

(正)

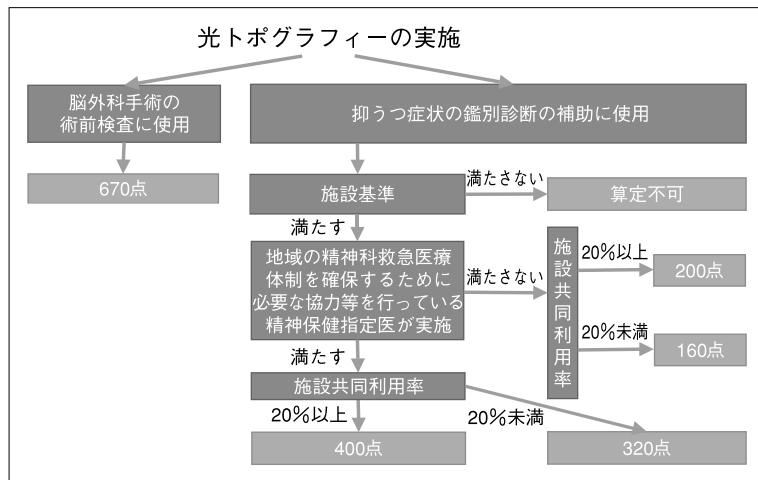


図 1 光トポグラフィー診療点数に関する模式図

Note. 施設共同利用率 = $(2) - (3) / (1) - (3) \times 100\%$

①検査機器を使用した全患者数, ②検査機器の共同利用を目的として他の保険医療機関からの依頼により検査を行った患者数, ③特別の関係にある保険医療機関間での紹介の場合および検査を実施する保険医療機関へ転医目的で紹介された場合に該当する患者数